

# 令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月に公布され、地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて、財政の健全性に関する比率（健全化判断比率）及び公営企業ごとの経営の健全性に関する比率（資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

姶良市の令和5年度決算に基づいて健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、その結果を下記のとおり公表します。

## 健全化判断比率の状況

令和5年度決算に基づく健全化判断比率（4指標）は下記のとおりとなり、すべての比率で早期健全化基準を下回りました。

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
姶良市	—	—	9.4	45.7
早期健全化基準	12.57	17.57	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がなかったため算定されず、「—」と記載しています。

## 資金不足比率の状況

令和5年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率は下記のとおりとなり、すべての会計で経営健全化基準を下回りました。

(単位：%)

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	

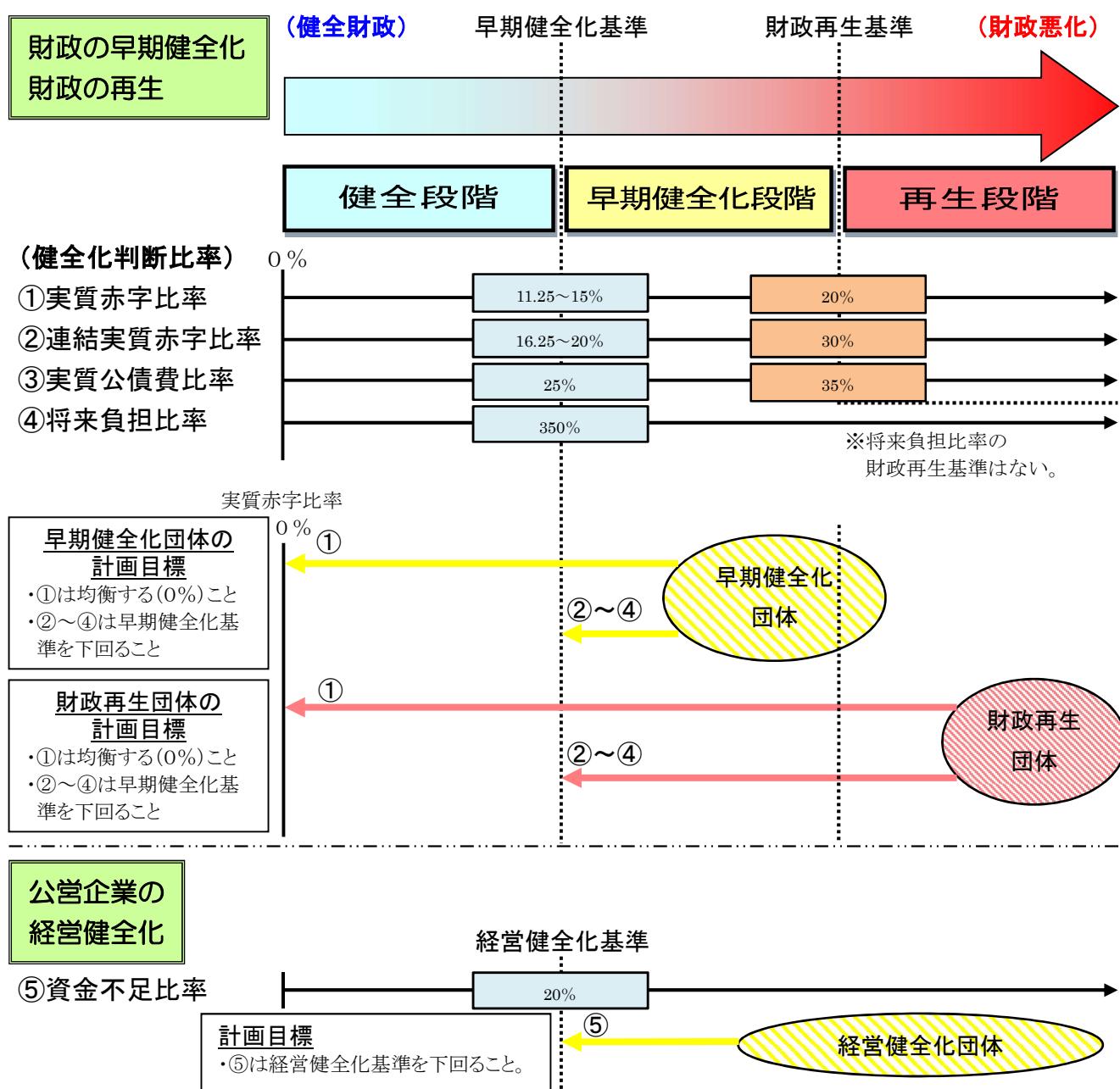
(注) すべての公営企業会計で資金の不足額がなかったため資金不足比率は算定されず、「—」と記載しています。

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の趣旨は、以下のとおりです。

- 1 地方公共団体は、毎年度、財政の健全性に関する比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこと。
- 2 比率のいずれかが早期健全化基準以上に悪化した場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めなければならないこと。
- 3 比率がさらに財政再生基準以上に悪化した場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定めなければならないこととし、これについて総務大臣の同意を求めることができる。
- 4 公営企業についても、企業会計ごとに財政の早期健全化に準じた制度を設けたこと。

## 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



## 健全化判断比率等の概要・算定結果

(注) 表示金額はすべて千円単位です。

### 1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【趣旨】福祉や教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字額が、標準的な年間収入に対してどの程度あるかを指標化するもので、財政運営の悪化の度合いを示します。

#### 《用語の意義》

実質赤字額	繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額) ※繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 ⇒形式赤字 + (継続費の遅次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源) ※支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた額 ※事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加えた額をいう。

### ◎ 算定結果

区分	令和5年度実質収支額
① 一般会計	1, 240, 069
② 農林業労働者災害共済事業特別会計	1
③ 実質収支額計 ①+②+③	1, 240, 070
④ 標準財政規模	18, 396, 650
実質赤字比率（%） ①/④	—

(注) 1 実質収支額が正の値の場合は実質黒字、負の値の場合は実質赤字であることを示します。

2 「計①」が正の値（実質黒字）の場合、実質赤字比率は算定されず「—」と記載しています。

## 2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【趣旨】始良市のすべての会計の赤字や黒字を合算して、市全体としての赤字が標準的な年間収入に対してどの程度あるかを指標化するもので、財政運営の悪化の度合いを示します。

### 《用語の意義》

連結実質赤字額	次の①と②の合計額が③と④の合計額を超えたときのその超えた額 ① 一般会計等及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ② 公営企業に係る特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ③ 一般会計等及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 ④ 公営企業に係る特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ◎ 算定結果

区分		令和5年度決算
一般会計等	一般会計	1,240,069
	農林業労働者災害共済事業特別会計	1
一般会計以外の特別会計のうち、公営企業会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計事業勘定	57,789
	国民健康保険特別会計施設勘定	4,770
	後期高齢者医療特別会計	1,828
	介護保険特別会計保険事業勘定	181,805
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	8,981
① 実質収支額計		1,495,243
公営企業会計	水道事業会計	1,682,112
	下水道事業会計	302,529
② 資金不足・余剰額計		1,984,641
③ 実質収支額及び資金不足・余剰額 ①+②		3,479,884
④ 標準財政規模		18,396,650
連結実質赤字比率 (%) ③/④		—

(注) 「③実質収支額及び資金不足・剩余额合計 ①+②」が正の値（連結実質黒字）の場合、連結実質赤字比率は算定されず、「—」と記載しています。

### 3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額)}} \\ \text{(3か年平均)}$$

【趣旨】一般会計等の借入金（地方債）の返済及びこれに準じる支出に伴う負担が、標準的な年間収入に対してどの程度あるかを指標化するものです。

#### 《用語の意義》

元利償還金	一般会計等の借金（地方債）の返済に使われた経費
準元利償還金	<p>次の①から⑤までの合計額をいう。</p> <p>① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額</p> <p>② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの</p> <p>③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、当該組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの</p> <p>④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの</p> <p>⑤ 一時借入金の利子</p>
特定財源	国や県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債の償還額に充当した都市計画税などをいう。
基準財政需要額算入額	<p>普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金及び準元利償還金をいう。</p> <p>なお、基準財政需要額とは、普通交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額をいう。</p>

#### ◎ 算定結果

区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
① 地方債の元利償還金	3,286,537	3,532,795	3,677,951
② 準元利償還金	116,063	113,836	113,820
③ 特定財源	324,465	302,465	352,233
④ 基準財政需要額算入額	1,662,041	1,745,263	1,744,390
⑤ 標準財政規模	18,396,650	17,991,400	18,449,363
実質公債費比率（単年度） (%) (①+②-③-④) / (⑤-④)	8.46429	9.84174	9.84174
実質公債費比率（3か年平均） (%)	9.4	(小数第2位以下切捨て)	

## 4 将来負担比率

将来負担額－(充当可能基金＋特定財源収入見込額)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源収入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額})}$$

【趣旨】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準的な年間収入の何倍であるかを示すものです。借入金（地方債）や将来支払っていく可能性がある負担等の現時点での残高を指標化して、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

### 《用語の意義》

将来負担額	次の①から⑧までの合計額をいう。 ① 一般会計等の令和元年度末地方債現在高 ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの） ③ 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 ④ 加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額 ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦ 連結実質赤字額 ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
充当可能基金	地方債の償還額等に充当可能な基金のうち、現金・預金等で保管しているもの、基金を廃止するとした場合に国等に返還することとならない部分についての令和元年度末現在高をいう。（不動産となっている部分や国の補助金で造成された基金は除外している。）
特定財源収入見込額	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額のことをいい、公営住宅使用料や都市計画税等について、過去3年間の地方債の償還額等への充当割合を勘案して算定した額をいう。
基準財政需要額算入見込額	地方債の償還等に要する経費として、普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に算入することが見込まれる額をいう。

### ◎ 算定結果

区 分	令和5年度
① 将来負担額	36,879,307
② 充当可能基金	6,624,933
③ 特定財源歳入見込額	1,906,128
④ 基準財政需要額算入見込額	20,690,630
⑤ 標準財政規模	18,396,650
⑥ 元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,662,041
将来負担比率 (%) (①-②-③-④) / (⑤-⑥)	45.7

（小数第2位以下切捨て）

## 5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【趣旨】一般会計等の実質赤字に相当する公営企業会計ごとの資金の不足額が、当該公営企業の年間収益に対してどの程度あるかを指標化するもので、公営企業の経営の悪化の度合いを示します。

### 《用語の意義》

資金の不足額	<p>一般会計等に係る実質赤字に相当するもので、公営企業会計ごとに次の①又は②により算定した額をいう。</p> <p>① 地方公営企業法適用企業          (流動資産+建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和2年度末現在高－流動資産) －解消可能資金不足額</p> <p>② 地方公営企業法非適用企業          (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の令和2年度末現在高) －解消可能資金不足額</p> <p>※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。</p> <p>※ 宅地造成事業を行う公営企業（本市では土地区画整理事業特別会計）については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。</p>
事業の規模	<p>料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額のことであり、公営企業会計ごとに次の①又は②により算定した額をいう。</p> <p>① 地方公営企業法適用企業          営業収益の額－受託工事収益の額</p> <p>② 地方公営企業法非適用企業          営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額</p> <p>※ 宅地造成事業のみを行う公営企業（土地区画整理事業特別会計）の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額となる。</p>

### ◎ 算定結果

公営企業会計名	資金不足・余剰金 ①	事業の規模 ②	資金不足比率 (%) ①／②
水道事業会計	1,682,112	1,218,919	—
下水道事業会計	302,529	93,233	—

(注) 「資金不足・剰余額①」が正の値（資金剰余）の場合、資金不足比率は算定されず「—」と記載しています。